

令和7年2月1日  
総務部契約管財課

## 工事請負契約における指名制限件数の一部改正について

文京区では、区発注工事のうち、土木工事について、公正かつ円滑な契約及び工事の実施を推進するため、指名制限について見直しを行います。

### 1 改正内容

土木工事において、検査が完了していない工事又は落札決定している工事の件数について、区内業者の場合の件数を「5件」から「10件」に引き上げます。

### 2 実施時期

令和7年2月1日

### 3 その他

土木工事以外の工事（建築工事、電気工事、給排水工事、空調工事、造園工事、運動場施設工事等）及び区外業者については、指名制限の件数に変更はありません。

※単価契約、主管課契約や緊急工事などの随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号以外）は、除きます。

<問合せ先> 契約管財課契約係 電話（5803）1150